

／ 教えて! ／

育児時短就業給付金の話

制度利用ガイド

育児のため時短勤務をする方をサポート!



どうすれば
もらえるの?



ジータン

二人とも
時短勤務で
収入は大丈夫?



このパンフレットは、育児休業等給付の周知広報資料であり、記載を簡略化しています。
詳細はパンフレット「育児時短就業給付の内容と支給申請手続」をご覧ください。



はじめに

育児時短勤務（短時間勤務制度）とは

「短時間勤務制度」は、育児などの事情がある人が、通常より短い時間で働ける制度です。法律（育児・介護休業法）によって、一定の条件を満たす人が希望すれば、原則として1日の労働時間を6時間にできる仕組みが整えられています。会社によっては、さらに独自のルールや制度を用意しているところもあります。



まずは、勤務先でどんな制度が使えるのかチェックしておこう！

保育園の送り迎えに使えるかも！
最初からフルタイムで復帰するよりも、復帰しやすいだね！



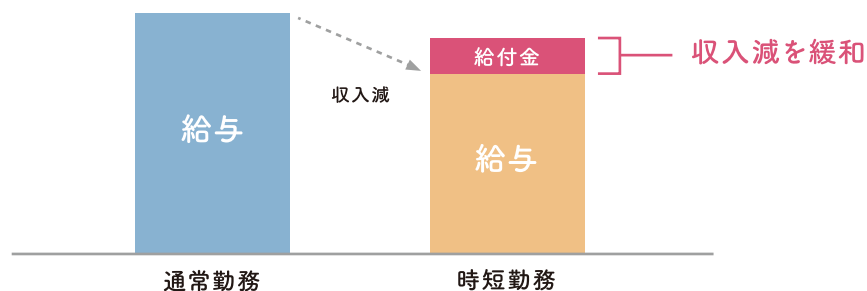
育児時短勤務中の給与は

短時間勤務を利用すると、働く時間が減った分、給与も減るのが一般的です。



収入が減ると利用しにくいかも・・・

時短勤務を行う方をサポートする「育児時短就業給付金」ができたよ！
この制度を利用すれば、時短勤務中の給与の10%が支給されるよ！



収入の心配が減れば、時短勤務も利用しやすいし
二人で協力して子育てができるね！

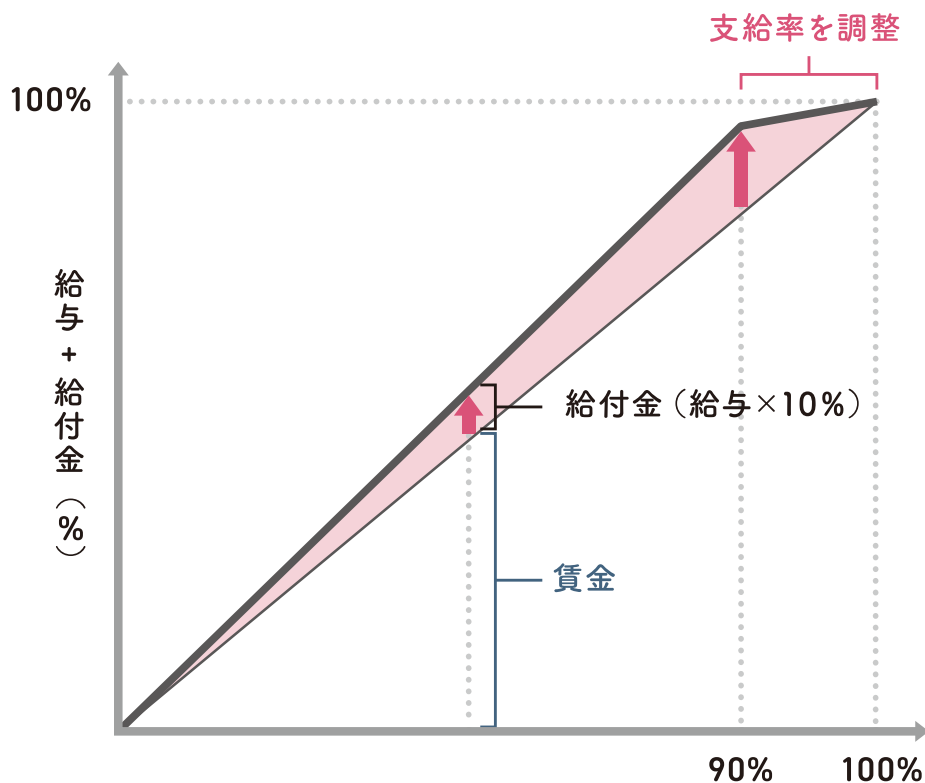
01

育児時短就業給付金の給付イメージ



給付金は、原則、時短勤務中に支払われた給与の10%が支給されるよ！イメージは、こんな感じ！

給付イメージ



時短勤務開始前の給与に対する各月の給与の率 (%)

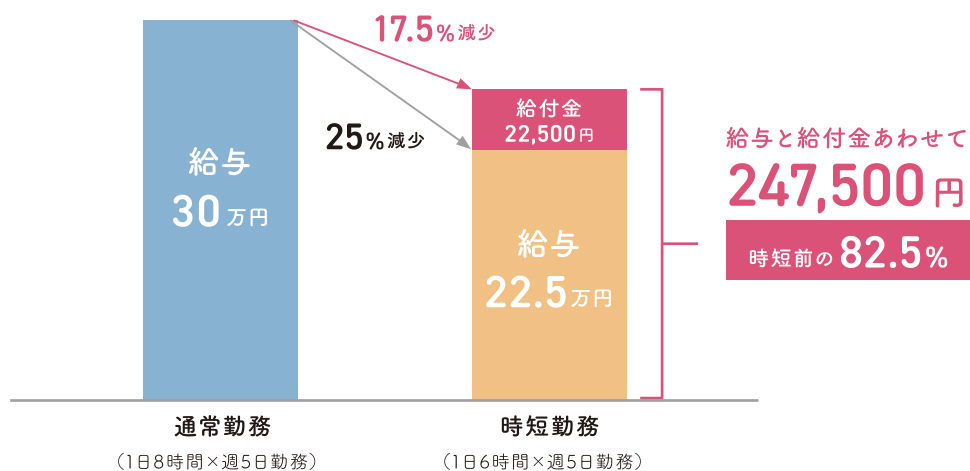
よく分からないなー。実際はいくらくらいもらえるんだろう？



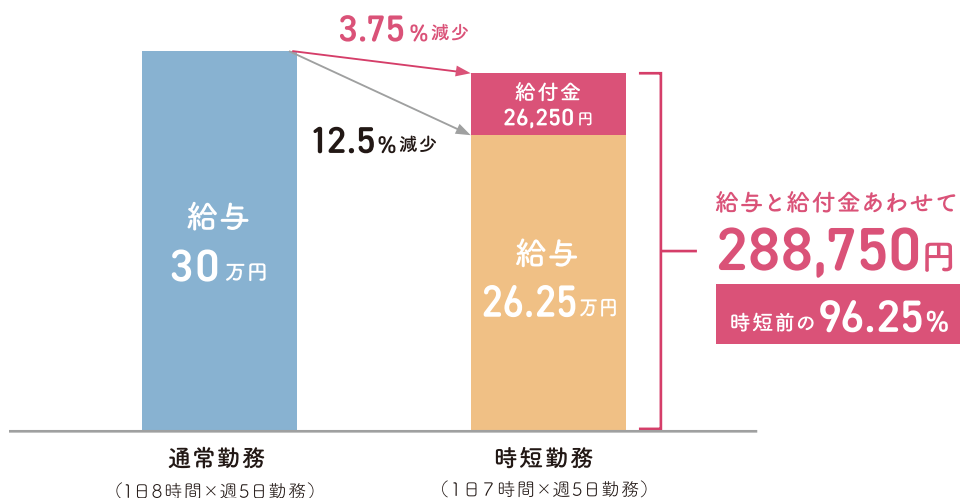
次のページでモデルケースを紹介するよ！

モデルケース

例1 1日2時間短縮した場合



例2 1日1時間短縮した場合



短縮する時間が短いほど、通常勤務時と収入はほぼ変わらなくなるんだね！



1人で2時間短縮するよりも、夫婦で1時間ずつ分担した方が収入の減少が抑えられそうだよ！保育園の送迎を手分けしたらいいかもね
しかも、この給付金は税金がかからないんだよ！

02

育児時短就業給付金の支給を受けることができる方は



支給対象になるのは、次の①と②、両方の条件をクリアした人だよ！

Point!

- ① 2歳になる前の子どものために、所定労働時間を短くしている こと
- ② 育児休業給付の支給対象となる育児休業が終わってから 14日以内に時短勤務を始めた人、
または、時短勤務を始める前の2年間に 雇用保険の被保険者期間が12か月以上ある人。



子どもが2歳未満の間の時短勤務が対象なんだね。

私は今、育児休業中で“育児休業給付”をもらっているから、
続けて時短勤務を始めれば対象になるんだね！



- ① 育児休業を取っていない人や
- ② 育児休業が終わってから少し時間が空いている人でも、
時短勤務を始める前に雇用保険の被保険者期間が12か月以上あれば、
対象になる可能性があるんだよ！

僕は育児休業を取らないで時短勤務をしようと思っているけど…
それも対象になるってことだね。雇用保険の被保険者期間というのは？



雇用保険の“被保険者期間”は、こんなふうに数えるんだよ

- 給与の支払い対象になる日が 11日以上ある月 → その月はカウント！
- もし11日未満しか出勤しなくても、月に80時間以上働いていればOK。
- さらに、2年のあいだに産休や育休があっても12か月に足りなくても大丈夫。
30日以上の産休・育休があれば、その期間を2年にプラスして数えてもらえるんだ。

例えば、育児休業からの復帰後に、しばらくフルタイムで働いてから時短勤務を始めた場合も、給付を受けられるかもしれないのね！



03

対象になる時短勤務は



時短勤務をすれば、どんな場合でも対象になるのかな？

所定労働時間を短縮しないと、対象にはならないんだよ！



欠勤や早退で勤務時間が短くなっただけでは、対象にならないのね！

自分はフレックスタイムで働いてるけど、どんな場合に対象になるの？



特別の勤務時間制度を利用している方は、こんな場合に対象になるよ。

Point!

フレックスタイム制の場合

精算期間の総労働時間を短くしたときは、対象になります。

変形労働時間制の場合

対象期間の総労働時間を短縮したときは、対象になります。ただし、総労働時間を変えずに「閑散期に1週間の平均労働時間が下回った」だけでは対象になりません。

裁量労働制の場合

「みなし労働時間(※)」を短縮したときは、対象になります。

※実際の労働時間に関係なく、働いたとみなされる労働時間

シフト制の場合

1週間の平均労働時間が短くなっていれば、対象になります。



- 労働時間は、いくら短縮してもいいけど、週20時間未満になると対象外になることがあるから注意してね
- 勤務時間を短くしなくても、勤務日数を減らす方法でもOKだよ。
- それから、短時間正社員やパートに転換した場合や、
転職先で時短勤務をする場合も、対象になることがあるんだ。

時短勤務はきちんと会社に申ししないといけないんだね！
欠勤や早退の場合は対象外になることに気をつけないとね！



04

支給対象期間は



給付金はいつからもらえるようになるの？

時短勤務を開始した月から支給対象になるよ！



じゃあ、いつまでもらえるの？

原則は、子どもが2歳になるか、時短勤務をやめるまでだよ！
具体的には次のとおり



Point!

給付金が支給終了になる主な場合と最後の支給対象月

支給終了になる場合	最後の支給対象月
子どもが2歳になった場合	2歳の誕生日の前々日がある月まで
時短勤務をやめた場合	時短勤務をやめた日がある月まで
離職した場合 ※週20時間未満の勤務になり、雇用保険の被保険者でなくなった場合も含まれます。	離職した日がある月の前月まで
別の子の時短勤務を開始した場合	別の子の時短勤務を開始した月の前月まで
別の子の育児休業を開始した場合	別の子の育児休業開始日の前日がある月まで
子どもを養育しなくなった場合	子どもを養育しなくなった日がある月まで



どのような理由で支給終了になるかによって、
いつまで支給されるかわ変わってくるんだね！

支給終了になる場合に該当した月まで支給対象になるときに、
その前月までが支給対象なるときがあるから、上の表で確認してね



05

支給額が調整される場合



支給額が調整されることもあるって聞いたけど、本当？

こんな場合は、支給額が調整されるんだよ！



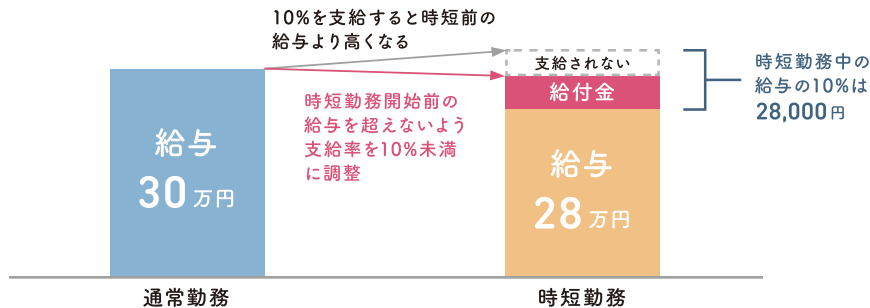
Point!

- ① 時短後の給与 ▶▶▶ 時短前の **90%** を超えるとき
- ② 給付金と給与を合わせて ▶▶▶ **支給限度額** を超えるとき



どうして、時短後の給与が時短前の90%を超えると、給付金が少なくなるの？

時短前の給与の90%を超えている場合にそのまま10%を支給すると、合計が時短前の給与より多くなるんだ。だから、超えないように調整しているんだよ。

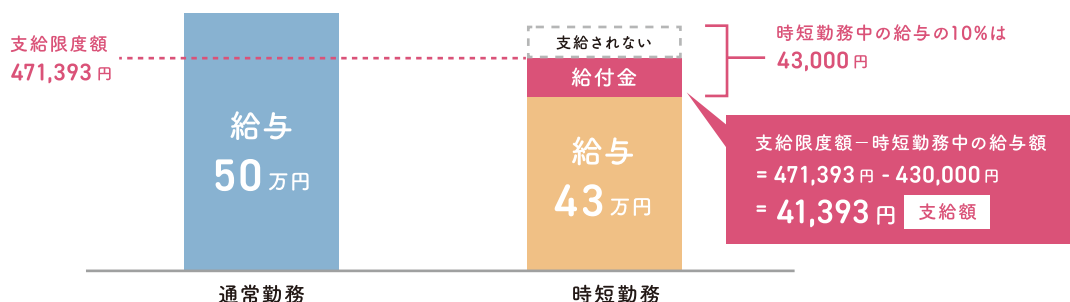


②はどういうことなの？

給付金と時短勤務中の給与を合わせた金額が 471,393円

(令和7年8月1日適用額・毎年8月1日に改定) を超えると、

支給限度額から「時短勤務中の給与」を引いた金額が、実際の支給額になるんだよ



06

給付金が支給されない場合



給付金が支給されないこともあるって聞いたけど、本当？

時短勤務開始前より給与が減ってなかったり、上限を超えると、給付金は支給されないから気をつけてね！



Point!

- ① 支給対象月の給与 ▶▶▶ 時短勤務開始前の賃金月額 **100%** 以上の場合
- ② 支給対象月の給与 ▶▶▶ 支給限度額 **471,393円** [※] 以上の場合
(※:令和7年8月1日現在・毎年8月1日改定)
- ③ 支給額 ▶▶▶ 最低限度額 **2,411円** [※] 以下の場合
(※:令和7年8月1日現在・毎年8月1日改定)



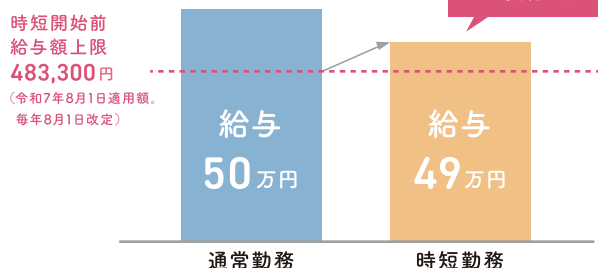
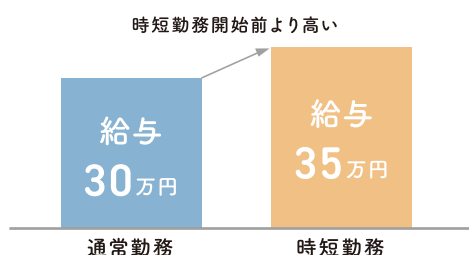
①の場合でも、時短勤務中の給与に加えて給付金がもらえたら、経済的には助かるのになあ～。

時短勤務をしていない人より収入が多くなると、バランスが良くないからだよ。



例1 時短勤務開始前よりも給与が高い場合

例2 時短勤務開始前よりも給与は下がっているが、時短勤務開始前の給与が高額で上限額が適用される場合



実際の給与は低下しているが、上限からは低下していないので支給されない



②は、支給限度額を超えたらもらえないということね

支給限度額から給与を引いたら差額がないから、給付金は出ないんだね。



③はどういうこと？

金額が低いと、支給するメリットが少ないから支給しない仕組みなんだよ。



07

給付金の手続きは



給付金をもらうには、どんな手続きが必要なの？

給付金を受け取るには、この3つの手続きが必要なんだ。



Point!

① 育児時短就業開始時賃金の届出

② 受給資格確認

③ 支給申請



手続きはすべて自分でやるの？

手続きは、原則として勤務先を通して行うんだよ。

②と③は自分で手続きすることもできるけど、その場合は必要な書類を自分でそろえなきゃいけないから、けっこう大変。

だから、勤務先とよく相談して進めようね。



手続きをすれば、給付金は毎月もらえるの？

手続きは2か月ごと！そのときに、まとめて2か月分を申請するんだ。



いろいろとルールがあるんだね。

もっと詳しく知りたいときは、どうすればいいのかな？

厚生労働省のホームページに、育児時短就業給付金の手続きについての動画があるから、まずはそれをチェックしてみてね！

